

逗子市生ごみ指導員（生ごみマイスター）制度をご活用ください

お問い合わせは … 逗子市 環境都市部 資源循環課
〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
Tel. 046-873-1111（内線 471,472）

※逗子市生ごみ指導員（生ごみマイスター）とは

生ごみ処理容器の使用に関し、相談を受け、啓発を行う指導員のことです。

市では、市内又は隣接する市町内に居住する個人で、生ごみ処理容器について数年間の使用実績があり、かつ、使用方法を指導することができる方から申出があったとき、生ごみマイスターとして登録をしています。

●生ごみマイスターの活動内容

次のような活動を行います。

- (1) 容器に関する市民からの質問に答えること。
- (2) 容器を使用する市民からの希望により、使用方法を指導し、又は助言すること。
- (3) 市が主催し、共催し、又は後援するごみの減量化・資源化に関する説明会等の開催に協力し、容器の使用法その他必要な事項について説明すること。

具体的には、市民から申請があったとき等に市から要請して、申請者（利用者）に連絡を取って活動していただきます。

なお、活動する上で知り得た秘密を他に漏らさない、また、活動に当たり営利活動・宗教活動・政治活動をしないことになっています。

また、活動状況については、「逗子市生ごみマイスター活動実施状況記録」にまとめ、市に提出していただくことになっています。

※生ごみマイスターの活動実施を申請できる方は

市内に居住し、かつ、当該居住する場所で生ごみ処理容器を使用し、又は使用しようとする方です。

●生ごみマイスターに質問したり、指導や助言を受けたいとき

ご希望により、電話による相談、又はご自宅での実地指導を受けられます。

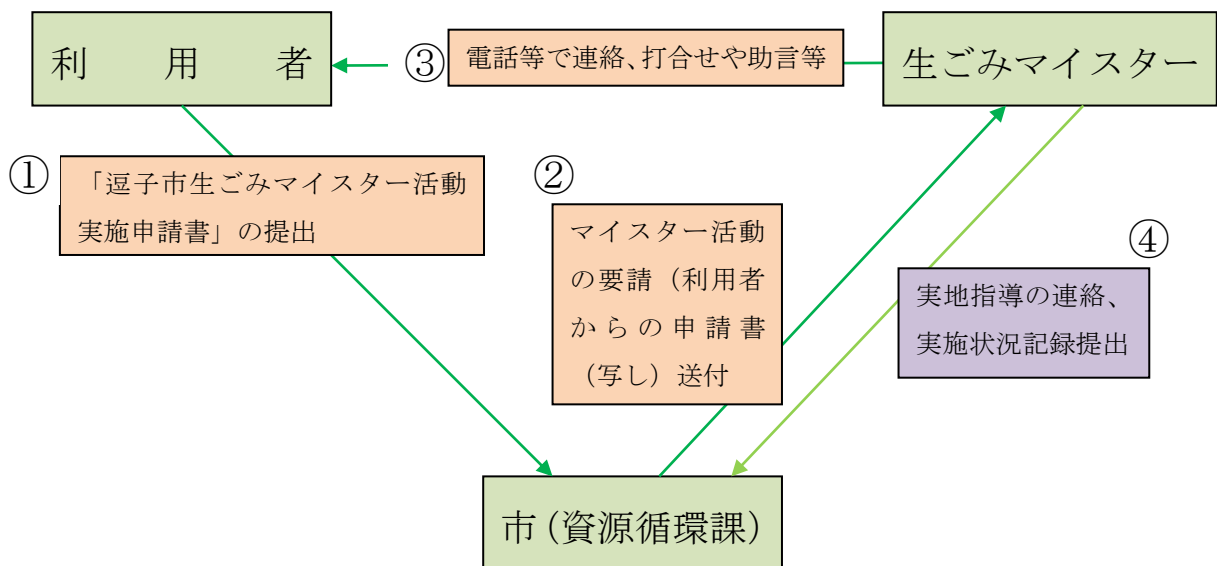
「逗子市生ごみマイスター活動実施申請書」を、逗子市役所2階 資源循環課に提出してください。

申請書には、いろいろな注意事項が書いてありますので、よく読んでから提出してください。

申請書の提出は、持参、郵送、ファックスの、いずれでも結構です。申請書の注意事項をご承知であれば、電話での申請も可です。

申請を受けて、資源循環課は、受け付けた申請書の写しを生ごみマイスターに送り、活動を要請します。その後、生ごみマイスターから、ご自宅に電話等で連絡をしますので、その際に相談をしたり、実地指導をご希望の場合は日時等を打ち合わせてください。

利用料は無料です。ただし、実地指導に際し材料・材料費等がかかる場合は、利用者がご負担ください。



※生ごみマイスターの活動実施時間、その他

- 活動実施時間は、概ね午前9時から正午まで、又は午後1時から午後5時までの間の、連続する2時間程度を限度とし、利用者と生ごみマイスターの話し合いで決めていただきます。ただし、これ以外の時間帯をご希望の場合は、あらかじめ資源循環課にご相談ください。
- 活動実施を希望するときは、その都度、資源循環課に申請してください。
- 活動の実施状況について、市は、必要に応じ、利用者及び生ごみマイスターから報告を求めることがあります。
- 利用者及び生ごみマイスターに関する情報は、市が行う市民によるごみの減量化・資源化に関する施策の企画及び推進又は逗子市市民活動補償制度実施要綱に基づく補償に関して必要なときは、市で収集し、利用し、又は外部に提供することがあります。

逗子市生ごみマイスター活動実施申請書

年 月 日

逗子市生ごみマイスター 殿
(逗子市 資源循環課)

私は、逗子市生ごみマイスターの活動の実施を申請します。

(ふりがな)
申請者(利用者)氏名 _____

電 話 番 号 _____

希 望 す る 利 用 方 法 _____
(どちらかに○) ・電話による質問 ・自宅での実地指導

質 問 し、又 は 指 導 を
受 け よ う と す る 容 器 の
種 類 及 び 困 り ご と の 概 要 _____

申 請 者 (利 用 者) 住 所
(自 宅 で の 実 地 指 導 を
希 望 す る 場 合 に 記 入) _____

備 考
(生ごみマイスターからの
電話連絡希望時間等あれば) _____

この制度の利用にあたってのご注意(次の事項を了解の上、申請してください。)

- ※ 生ごみマイスターは、ボランティアで活動する方々です。利用に際しては、利用者も、生ごみマイスターも、お互いに気持ち良く活動できるよう配慮してください。
- ※ 利用時間は、概ね午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間の連続する2時間程度を限度とします。(これ以外の時間をご希望の場合は、あらかじめご相談ください。)
- ※ 利用料は無料ですが、ご自宅で実地指導を受ける際の材料・材料費等は利用者が負担してください。
- ※ 生ごみマイスターに相談したり、指導・助言を受けたいときは、その都度、資源循環課に申請書を提出してください。
- ※ 申請いただいたことを市から生ごみマイスターに伝え、その後、生ごみマイスターから利用者に電話等でご連絡します。その際に相談したり、指導・助言を受けてください。ご自宅で実地指導を受けたいときは、日時等について生ごみマイスターと打ち合わせてください。
- ※ 利用者及び生ごみマイスターに関する情報は、市が行う市民によるごみの減量化・資源化に関する施策の企画及び推進又は逗子市市民活動補償制度実施要綱に基づく補償に関して必要な場合、市で収集し、利用し、又は外部に提供することがあります。